

# 仕様書

## 1 委託業務名

ポータルサイト・SNS等を活用した「住むなら京都」プロモーション業務

## 2 本事業におけるターゲット

### (1) 年代

- ・ 京都市の人口動態の特徴として、下記3点の課題を抱えている。

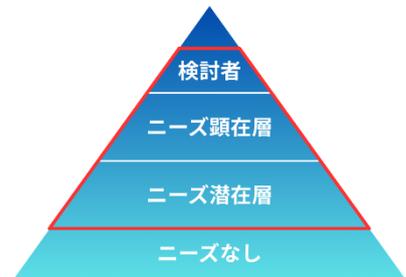
課題1	結婚・子育て期（25～39歳）の近隣都市への大きな転出
課題2	就職期（20～24歳）の首都圏や大阪府への大きな転出
課題3	人口減少が著しい地域の存在

- ・ 本事業では、特に課題1及び2に対応したターゲット設定を行うこととする。

### (2) 移住ニーズに係るセグメント

- ・ ターゲットとなる市外在住者を移住ニーズの階層別にセグメント分けしたイメージを右記のとおりとした場合、本事業におけるターゲットは、移住検討者の中下層から移住ニーズ潜在層までを想定している。

なお、各セグメントの定義は以下のとおり。



#### ●検討者

京都市への移住を検討しており、しごとや住居探し等の具体的な行動に移している方。

#### ●ニーズ顕在層

地方移住に興味・関心があり、ネットやセミナー等で積極的に情報収集を行っている方。

#### ●ニーズ潜在層

現時点で地方移住への興味・関心度は低いですが、将来的に顕在層への移行が見込まれる方。

#### ●ニーズなし

地方移住に対して全く興味・関心がない方（何らかの理由で移住できない方を含む）。

## 3 定住・移住促進に係る京都市の現状等

### (1) 目標・手段の整理（下線部が本事業関連部分）

大目標	・京都市への移住者の増加
目標	・京都市への移住相談件数の増加（移住相談を経由して移住者を獲得） ・ <u>検討者及びニーズ顕在層に必要な情報を届ける</u> ・ <u>ニーズ潜在層に京都市への移住ニーズを喚起させる</u>
手段	・京都市移住サポートセンター「住むなら京都」の運営 ・ <u>移住ポータルサイトの運営</u> （移住相談は移住ポータルサイトを経由して申込） ・ <u>移住ポータルサイト及びSNS等を活用した情報発信</u> ・「京都市定住・移住応援団」等と連携した公民連携での取組 等

## (2) 手段実行に係る事業構成

### ア 京都市移住サポートセンター「住むなら京都」の運営

移住検討者からの移住相談に対応するほか、説明・相談会の開催や、移住フェア等への出展等により、京都市への移住を支援する。

### イ 住むなら京都プロモーション事業（本事業）

市内への定住・移住につながる総合的なプロモーションを実施する。

### ウ 「京都市定住・移住応援団」関連事業

京都市が募集・登録する「京都市定住・移住応援団」との公民連携により、定住・移住促進に資する取組等を推進する。

## (3) 住むなら京都プロモーション事業における現状

- ・ 令和6年度から移住ポータルサイト及び各市 SNS による戦略的な情報発信を展開。PV 数や各種 SNS のフォロワー数は着実に増加し、情報発信力の強化に努めている。
- ・ 移住検討者の求める情報の一つに、「移住後に住むエリアの情報」があるが、移住ポータルサイト内ではこうしたコンテンツ及び情報発信が不足。令和7年度からこうしたコンテンツの充実を進めており、引き続きの対応が必要。
- ・ 移住ポータルサイト内のコンテンツ充実に伴い、ユーザーごとのニーズに応じたより円滑なページ遷移を促す仕組みの検討が必要。

## 4 委託業務の内容

### (1) WEBサイトのコンテンツ充実及びデザイン・設計・改修（エリア情報の充実等）

- ・ 本市の移住ポータルサイトについて、「エリア情報」のコンテンツ及び情報発信が不足している現状に鑑み、移住検討者に向けて「移住後に住むエリア」を適切に案内し、移住への後押しを行えるようなコンテンツの充実を行う。
- ・ エリアコンテンツについては、移住ポータルサイトの以下のページにおいて、市内5か所のエリア情報を実装しており、当該業務では、グレイアウト（非活性）している残り10か所のエリア情報の実装を行うものとする。  
[https://www.sumunaramiyako.city.kyoto.lg.jp/area\\_info/](https://www.sumunaramiyako.city.kyoto.lg.jp/area_info/)
- ・ 各エリア情報の作成について、テキスト情報等の作成・更新は京都市において行うことし、受託者はエリア情報内のイラストコンテンツの制作や写真の選定・購入、エリアマップの埋込やWEBサイト上への実装等の役割を担うこと。
- ・ 当該エリア情報をはじめとする移住ポータルサイト内のコンテンツの充実に伴い、ユーザーが自身のニーズに応じたページにより円滑に遷移することができるよう、改善策を提案すること。
- ・ 改善策の実施にあたり、サイト改修を行う場合は、実施計画を策定の上、実施すること。実施計画は、本市との協議の上決定し、適切な進捗管理を行うこと。また、デザインについては、上記2(1)及び(2)のターゲットを念頭に、ブランド・イメージ戦略を構築し、ふさわしいデザインを提案すること。
- ・ その他、情報発信力や利便性の向上、各種 SNS との連携なども考慮した設計を提案し、パソコン、タブレット端末及びスマートフォンなど、マルチデバイスの利用

を考慮するとともに、新たに設計するコンテンツについては、高齢者や障害者を含めて、誰もがホームページ等で提供される情報や機能を支障なく利用できるようウェブアクセシビリティの確保に努めること。

- ・ 本件改修後も、サイトへのアクセス情報等の分析を行い、より良いサイト構築に向けた改善策の提案及び実行を継続的に行うこと。
- ・ 本項に係る業務については、間接経費も含め予算525万円（税込）を上限として実施すること（見積明細内に経費の内訳及び合計額を明記すること）。

## (2) WEBサイト運用（全般）

- ・ ポータルサイトのPV数や訪問ユーザー数の向上に向け、Web広告等のプロモーションを実施すること。
- ・ プロモーションにあたっては、上記2(1)及び(2)のターゲットを念頭に配信設計を行い、適切なクリエイティブやテキストを用いること。
- ・ ポータルサイトの運用に当たっては、上記(1)の業務の成果も踏まえ、PV数やUU数に係る野心的なKPIを設定し、目標達成に向けた企画を講じ、継続的なプロモーションを実施すること。
- ・ サイト運用に当たっては、定期的に効果測定・課題分析を実施し、改善に向けた提案を行うこと。また、サイトに導入の各種分析ツール（Google Analytics、Google Search Console、Microsoft Clarity）を必要に応じて適切に活用すること。
- ・ 上記(1)の業務のほかに、ポータルサイト内のコンテンツで拡充・更新が必要と思われるものについて、適宜本市に提案のうえ、必要に応じてコンテンツの拡充等を行うこと。
- ・ なお、ポータルサイト内には、下部サイトとして、京都市東山区役所が運営する「住んでこそ！東山」のページが存在するが、同ページの運用について、本事業の対象外とする。
  - 京都市移住ポータルサイト 下部サイト「住んでこそ！東山」  
<https://www.sumunaramiyako.city.kyoto.lg.jp/sundekoso/>

## (3) WEBサイト運用（関係人口の創出・拡大に向けたプロモーション）

- ・ 本市では、まちの特性をいかした関係人口の拡大とUIJターンの促進に取り組むこととしている。

以下に掲げるポータルサイト内のトピックス記事にそれぞれのターゲットを誘引するため、Web又はSNS（もしくはその両方）を活用した広告等のプロモーションを実施すること。

### ア 京都市内大学の卒業生等のUターン促進

- ・ 京都市内の大学を卒業され、現在首都圏等で活躍される若い世代を主なターゲットとし、本市に住み・働く魅力や本市の歓迎姿勢を発信する。
- ・ 誘引先となるトピックス記事は以下のとおり。

[https://www.sumunaramiyako.city.kyoto.lg.jp/topics/uturn\\_to\\_kyoto/](https://www.sumunaramiyako.city.kyoto.lg.jp/topics/uturn_to_kyoto/)

- ・ 上記トピックス記事の内容について、必要に応じてコンテンツの充実を提案・実施すること。

#### イ 京都市への観光客の関係人口化及びU I Jターン促進

- ・ 京都市を訪れる多くの観光客に対し、「観光で訪れる」だけでなく「訪れたくなるまちに暮らす」という関わり方を提示し、観光をきっかけに本市とより長く・深く関わる関係人口の創出・拡大を図るための情報発信を行う。
- ・ 誘引先となるトピックス記事は以下のとおり。

[https://www.sumunaramiyako.city.kyoto.lg.jp/topics/from\\_travel\\_to\\_live/](https://www.sumunaramiyako.city.kyoto.lg.jp/topics/from_travel_to_live/)

- ・ 上記トピックス記事の内容について、必要に応じてコンテンツの充実を提案・実施すること。

#### ウ 京都市における二地域居住の促進

- ・ 現在の住まいを維持しながら、別の地域にもうひとつの生活拠点を設け、定期的に行き来する新たなライフスタイル「二地域居住」について、京都市での二地域居住の実践を促進するための情報発信を行う。
- ・ 誘引先となるトピックス記事は以下のとおり。

[https://www.sumunaramiyako.city.kyoto.lg.jp/topics/dual\\_life\\_in\\_kyoto/](https://www.sumunaramiyako.city.kyoto.lg.jp/topics/dual_life_in_kyoto/)

- ・ 上記トピックス記事の内容について、必要に応じてコンテンツの充実を提案・実施すること。

### (4) WEBサイト保守・管理

- ・ ポータルサイト全体の保守・管理（Web サーバーやドメインの管理、セキュリティ対策等）、及び利用するSNSの保守・管理に当たっては、別紙1「電子計算機による事務処理等（システム開発・保守）の委託契約に係る共通仕様書」を遵守し、円滑に実施すること。
- ・ 常に保守管理状況を把握するとともに、スパムサイトからのアクセス等、問題が発生した場合には、速やかに京都市に報告するとともに、必要な対応を実施すること。
- ・ 平日の午前8時45分から午後5時30分の間については、京都市から求めがあった場合、保守作業、状況説明等が実施できる体制を整えること。
- ・ サイトの保守・管理に当たって発生する経費については、受託者において負担すること。
- ・ なお、京都市東山区役所が運営する下部サイト「住んでこそ！東山」のページについても、保守・管理の対象とする。

<https://www.sumunaramiyako.city.kyoto.lg.jp/sundekoso/>

### (5) 公式SNS運用

- ・ 下記7に記載する既存の公式 SNS アカウントを運用し、ターゲットに向けた情報の投稿を行うこと。
- ・ 運用する SNS に応じて、適切なターゲット・戦略設定を行うこと。また、ターゲット・戦略設定の実施に当たり、京都市と十分に協議を行うこと。

- ・ 運営する SNS は、下記 7 の既存アカウントを基本に、各種 SNS の特性等を勘案し、より効果的かつ戦略的な情報発信を行うこと。ただし、必要に応じて既存アカウントを取捨選択して運用することを妨げない。
- ・ SNS での投稿は、ポータルサイトの情報を漫然と流用して発信するのではなく、その内容が効果的にターゲットに届くよう、デザイン設計等を行うこと。また、投稿内容については、事前に本市の承認を得ること。
- ・ SNS への投稿計画は、基本的な投稿頻度のほか、コンテンツごとの投稿時期等も勘案して計画を立てて提案すること。
- ・ 運用する SNS アカウント（主に Instagram アカウントを想定）については、情報発信力を最大化するために、フォロワー数増加のための企画を講じること。
- ・ SNS の運用に当たっては、地方自治体における公式移住促進アカウントとして、一定の移住検討ニーズを有する質の高いフォロワーの獲得を図ることとし、フォロワー数のほか、フォロワーの質の高さが確認できる KPI を設定し、提案すること。KPI は、今後の情報発信の基礎を築くうえでの野心的な KPI を設定し、目標達成に向けた運用を継続して実施すること。

#### (6) その他のプロモーション

- ・ ポータルサイト及び SNS 運用のほか、これらと連動した Web 広告等のプロモーションや、オンライン以外の媒体を用いたプロモーションについても、必要に応じて検討・提案すること。

#### (7) コンテンツ制作に関する補足

- ・ 上記(1)から(6)の業務において必要となる各種コンテンツについては、原則として受託者において作成すること。ただし、京都市が保有する既存のコンテンツの活用や、適宜これらをリバイスしてコンテンツを制作することを妨げない。
- ・ コンテンツの制作に当たっては、肖像権や著作権等について、問題が発生しないよう必要な手続を行うこと。
- ・ 掲載・投稿する媒体に応じてより効果的なコンテンツとなるよう、画像や動画、取材記事等、各種形式でのコンテンツを幅広く検討のうえ制作すること。
- ・ コンテンツは、パソコン、タブレット端末及びスマートフォンなど、マルチデバイスの利用を考慮すること。
- ・ 制作したコンテンツは、本市からデータ提出の求めがあれば、本市が指定する形式（「pdf」、「ai」、「png」、「mp4」等）で、3 開庁日以内に提出すること。

#### (8) レポート作成・報告・協議

- ・ ポータルサイトの運用実績や、運用する SNS アカウントでの投稿実績（件数及び内容等）については、毎月 10 日までに、1 か月分まとめて報告すること。
- ・ その他各種業務の進捗や実施状況、成果等について、定期的にレポートを作成すること。
- ・ 1 か月に 1 回以上、京都市との会合の場を設け情報交換等を行うこと。（ただし、

京都市が不要と判断した場合はこの限りではない。)

- ・ 上記会合について、オンライン・オフラインの別は問わないが、オンラインでの実施を基本とする場合でも、半期に1回を目安にオフラインでの実施を検討すること。
- ・ 上記の会合のみならず、事業の実施状況等に応じて、適宜打合せの機会を設け、円滑な事業遂行に向けて密な情報連携に努めること。

#### (9) 業務分析・改善提案等

- ・ 各業務の実施に当たっては、事後に効果検証を実施できる仕組みをあらかじめ構築し、成果や収集した各種データ等を分析し、上記(8)により報告・協議し、必要な改善提案を行うこと。
- ・ 各業務で設定した KPI を年度途中で達成した場合であっても、予算総額の限り事業効果の最大化を目指して事業を継続すること。

#### (10) 業務完了報告書（年間レポート）

- ・ 本委託業務終了後は、速やかに業務完了報告書を提出すること。
- ・ 業務完了報告書には、「4 委託業務の内容」(1)から(6)の業務の実績及び各種分析等を記載し、課題点や今後の施策展開についての提案等を記載すること。
- ・ 業務完了報告書のほか、本業務で制作した情報発信に係るクリエイティブや各種施策の実施内容や分析結果の報告書等の成果物やデータについては、それらの目録と合わせて業務完了時点で CD-R や DVD-R 等の媒体をして納品するものとする。
- ・ CD-R や DVD-R に格納するデータは、Microsoft Excel 形式、Microsoft Word 形式、Microsoft PowerPoint 形式、pdf 形式、png 形式、jpeg 形式、mp4 形式のいずれかとし、その他の形式については、Windows OS で問題なく利用できる形式とすること。

#### (11) その他

- ・ 本業務の目的達成に向けて、本市と受託者との協議により必要と判断されることについて、実施すること。
- ・ メール等、コミュニケーションツールへの返信は、原則 2 開庁日以内に行うこと。

### 5 提案書作成に当たっての留意点

- (1) 事業の提案に当たっては、各業務を個々に実施するだけでなく、業務全体の連動性を意識した提案とすること。
- (2) 事業の提案は、下記 8 に記載する京都市の現在の政策やまちの将来像に関する考え方や方向性などを理解したうえで行うこと。
- (3) 事業の実施に当たっては、上記 3 (2)に記載の他の事業の受託事業者とも、必要に応じて連携・調整すること。

## 6 その他

- (1) 本業務を開始するに当たっては、本市と事前に十分な調整を行うこと。
- (2) 受託者は、履行期限内に円滑に事務が進められるよう、十分な体制で臨むこと。また、計画的な事務の推進のため、工程表を作成し、本市の確認を受けること。
- (3) 受託者は、本業務の実施のために制作した著作物について、委託期間終了後、本市に全ての著作権（著作権法第27条及び第28条の権利を含む。）を無償で譲渡するものとする。
- (4) 受託者は、本業務の実施のために創作した著作物について、委託期間終了後、著作者人格権の行使はしないものとする。
- (5) 本仕様書に記載のない事項又は仕様書に疑義が生じた場合は、本市と協議し、その決定に従うこと。
- (6) 受託者は、契約期間中及び契約期間後において、本業務上知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。
- (7) 本市から提供した文章及び写真等を無断で第三者に提供すること及び他の目的に利用することを禁止する。
- (8) 受託者は、本市の文書による承認を得なければ、契約に係る義務の履行を第三者に委託し（以下「再委託」という。）、契約に係る権利を第三者に譲渡し、又は契約に係る義務を第三者に継承させてはならない。また、再委託の内容が一括再委託に該当すると判断される場合には、本市は再委託について承認しない。
- (9) 受託者の提案する事業において、個人情報の取得・保管・管理を伴う場合においては、当該業務において知り得た個人情報について、京都市個人情報保護条例等に基づき、適正に管理し取り扱うこと。また、本業務が完了した後は、取得した個人情報を適切な方法で破棄すること。

なお、本業務の実施に当たって個人情報の取得・保管・管理を伴う場合は、別に定める「個人情報取扱事務の委託契約に係る共通仕様書」を遵守すること。

## 7 (参考) 令和7年度における住むなら京都(旧:定住・移住)プロモーション事業の実施状況

### (1) 京都市移住ポータルサイト「住むなら京都」

<https://www.sumunaramiyako.city.kyoto.lg.jp/>

(集計期間:令和7年4月1日~令和8年1月31日)

ユーザー数	124,509
セッション数	153,488
ページビュー数	230,025

### (2) SNSアカウント

SNS	アカウント情報	開設日	フォロワー数 (R7.4.1時点)	フォロワー数 (R8.1.29時点)
Instagram	@sumu_kyotocity	令和5年10月	7,113人	12,510人
X	@sumu_kyotocity	令和5年4月	188人	241人
Facebook	京都市移住サポートセンター 「住むなら京都」	平成29年3月	429人	516人
Youtube	@sumu_kyotocity	令和5年10月	310人	524人
TikTok	@sumukyoto_city	令和6年4月	750人	1,189人

## 8 (参考) 京都市の現在の政策やまちの将来像に関する参考資料

事業の提案にあたっては、下記の資料も参考とすること。

### (1) 新京都戦略(期間:2024年度から2027年度まで(2025年3月策定))

※2025年度末改定予定

行財政改革計画を前倒しで改定し、2027年度までに取り組む政策、政策を推進するためのしごとの仕方改革、財政・組織体制の今後の方針を示すものとして策定。

<https://www.city.kyoto.lg.jp/sogo/page/0000339369.html>

### (2) 京都基本構想(期間:2026年から2050年まで(2025年12月策定))

これからの京都の25年を展望したまちの羅針盤。京都が積み重ねてきた価値を、京都に関わる全ての人々と改めて共有し、後世に伝えていくとともに、人々の生き方、まちのあり方を考えていくうえでの拠り所の一つとして策定。

<https://www.city.kyoto.lg.jp/sogo/page/0000347968.html>